

および調査に関する機能。

しかし個々の運輸帳表の有する機能については帳表の種類および設定目的により、前記のうち1つに止まるものもあれば2つ以上を併有するものもあって、必ずしも一定しているものではない。

### 3 運輸帳表の種類

近年客貨の運送態様が複雑化するにつれ運輸帳表の種類も相当多数に上っているが、現在国鉄で使用しているおもなものはつぎのとおりである。

#### (1) 旅客関係

乗車券類・乗車券簿・旅客賃月報・補充券明細月報・旅客不足賃日報・車掌扱旅客賃引継書・車掌扱旅客賃日報・着札日報・旅客賃訂正通知書・旅客賃訂正命令書等

#### (2) 荷物関係

手荷物切符・小荷物切符・新聞紙託送書・雑誌託送書・託送便差立郵袋引渡証・同領収証・荷物指図切符・一時預り切符・同整理簿・荷物収入日報・荷物配達数量調査等

#### (3) 貨物関係

貨物運送状・貨物通知書・貨物指図通告書・専用線料金月報・運賃割りもどし貨物数量調査・貨物収入日報・宅扱貨物配達数量調査・接続駅經由車両旬報等

#### (4) 共通関係

諸料金切符・領収証・貨物引換証・船荷証券・後払荷物賃金調査・引換代金支払日報・引換代金支払書留簿・代金引換荷物到着整理簿・荷物賃訂正通知書・荷物賃訂正命令書・更正依頼書等

現在使用している運輸帳表の種類は前記のように相当多数に上っており、その中でもとくに重要なものについては別に項を設けて解説してあるが、その他のものについてその一部をつぎに解説する。

#### 1 乗車券簿

駅で乗車券類の繰越・受入・および毎日の発売数量運賃・料金を鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、第1号表と第2号表とがある。第1号表はその駅の1箇月間の上記事項を記入し、第2号表は毎日の乗車券類発売数量・運賃・料金を記入するものであって、いずれも、甲・乙・丙3片制炭酸紙式となっている。

#### 2 旅客賃月報

1箇月間に取扱った連絡運輸にかかる常備乗車券の受入れ・発売数量および運賃料金ならびに同補充乗車券の発売数量および運賃料金等を鉄道管理局に報告するための帳表で、甲・乙・丙3片制炭酸紙式となっており、処理方は乗車券簿同様である。なお乗車券簿第1号表は運賃料金の収入調定の資料のほか、乗車人員・人キロ・収入等運輸統計作成の資料に、また旅客賃月報は連絡運輸に係る運賃料金に対する関係運輸機関間の配分計算の資料に供される。昭和32・8・1から連絡乗車券簿と改称。

#### 3 補充券明細月報

駅における毎日の補充乗車券の発売数量および運賃料金の明細を日ごとに記入し、1箇月分を取まとめて鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、乗車券簿および旅客賃月報の内訳帳の性質を有するものである。常備乗車券は着駅その他運送条件が限定されているから、その出納および運賃料金の計算整理は乗車券簿の着駅、残存初番号、発売数量を中心として容易にできるが、補充乗車券は発売のつど運送条件を表示する関係上、1日分を取りまとめて計上する乗車券簿だけではその計算整理が困難であるので、内容の明細を記録するためこの月報

が設定されている。

#### 4 車掌扱旅客賃引継書

車掌が自己の乗務中に取扱った収入金ならびに車内補充券・車内急行券・車内特別2等車券および車内乗換券等の証票を所属車掌区または自動車営業所に引継のため作成する帳表である。

本書は車掌の所属区所長に対する収入報告書ならびに区所長との間における乗車券類受授の証および現金引継書の性質を併有し、第1種一般用と第2種車内乗車券第5種(特殊片道自動車線用)用との2種類がある。

#### 5 車掌扱旅客賃日報

車掌区または自動車営業所において当日所属車掌から引継を受けた旅客運賃・料金を鉄道管理局に報告するため作成する帳表である。この日報は車掌扱収入に対する総括報告書として、その総括審査の資料に供されるに過ぎず、個々の運賃料金の収入の調定はこの日報に添付する関係収入証票類および車掌扱旅客賃引継書等によって行われる。

#### 6 旅客収入日報

駅、車掌区等で当日取扱った旅客収入および乗車人員等の総計を鉄道管理局に報告するため作成する帳表であって、出札・改札および車掌扱の収入ならびに乗車人員等の総括報告書である。

旅客関係の収入に対しては乗車券簿・旅客賃月報・補充券明細月報・旅客不足賃日報・証票引換払いもどし日報・車掌扱旅客賃日報および関係証票類によって総括審査または調定される。したがってこの日報は、取扱収入の日次決算ならびに運輸状況速報(ウホ)の資料として設定されたもので、これらの報告帳表(出札関係は乗車券簿)にもとづき、その合計額を転記した総括報告帳表である。

#### 7 旅客賃訂正通知書

既報告の旅客運賃料金に異動を生ずることを駅・車掌区等現場で発見した場合に、その訂正処理のため発行する帳表である。

旅客運送関係における運賃料金の追徴または払いもどしは、いわゆる変則乗車の取扱によるものが大部分で、この場合原則として追徴は車内補充券・特殊補充券または旅客不足賃日報により、また払いもどしは当該乗車券類と引換により処理することになっている。したがって本書が使用されるのは、報告帳表の金額相違を訂正する場合がおもであって、原報告の訂正を伴わない追徴処理用として使用することはなく、また原報告の訂正を伴わない払いもどし処理用として使用するのは特殊の場合に過ぎない。

本書の様式は甲・乙の2片制赤色刷で、甲片は発行処理のつど所管審査課に提出し乙片は保存する。

#### 8 旅客賃訂正命令書

収入の審査調定機関において旅客賃月報・補充券明細月報・旅客不足賃日報・車掌扱旅客賃日報・証票引換払いもどし日報等の誤計上による金額相違または補充乗車券類に対する運賃・料金の違算、もしくは証票引換払いもどしの金額相違を発見したとき、および鉄道管理局長の特別承認によって運賃・料金の払いもどしを必要とするとき等の場合に、鉄道管理局会計長が発行する帳表であって、運賃料金の訂正命令に関する証書書類である。すなわち収入の審査調定機関である所管審査課で、駅区所から提出の報告帳表類を審査した結果、金額に相違あるものに対し会計長名義をもって発行し、正当金額・訂正要旨等を記入して処理駅区所長に送付する訂正帳表である。

本書の様式は甲・乙・丙の3片制で、取扱方はほぼ旅客賃訂正通知書と同様であるが、甲片および乙片(後払扱のものは乙